

外免切替手続等に要する期間の取扱い

外免切替手続等に要する期間について

- 特定技能評価試験・日本語能力試験の合格等の要件を満たして入国した外国人ドライバーは、入国後に外免切替手続等が必要となることから、当該手続等に要する期間は在留資格「特定活動」により在留。

特定活動

- 法務大臣が個々の外国人について特に活動を指定する在留資格
- 特定技能評価試験・日本語能力試験の合格等の要件を満たして入国した外国人が、入国後に以下の内容を行うための活動
 - （バス、タクシー）外免切替、2種免許取得、新任運転者研修の受講（※）
 - （トラック）外免切替
- 在留期間（更新不可）
 - （バス、タクシー）1年
 - （トラック）6か月

要件を満たせば移行



特定技能1号(分野追加)

- 自動車運送業（バス、タクシー、トラック）は、2024年問題等を踏まえ、エッセンシャルワーカーたるドライバーの確保が喫緊の課題
- 在留期間：5年（通算）

（※）バス、タクシーについては、新任運転者研修の効果測定に係る基準を業界団体等において定め、この基準に達したと各社で判定した者のみ特定技能へ移行